

筑前町指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者：住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号
商号又は名称 前田建設工業株式会社九州支店

2 指名停止の期間：令和8年9月2日～令和8年10月1日（1ヵ月）

3 事実の概要

前田建設工業株式会社の社員が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の入札を巡り、同社が有利となる評価基準案を市に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金を供与する贈賄行為を行ったことが明らかになった。

4 指名停止の理由： 上記の事実は、筑前町指名停止措置要綱第3条別表第2第12号に該当する。
従って、本件については指名停止期間を1ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2第12号に該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本町契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内